

1. 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

名 称 : 日本郵政株式会社
 代表者 : 取締役兼代表執行役社長 西川 善文
 所在地 : 東京都千代田区霞が関一丁目3番2号

2. 対象事業の名称及び種類

名 称 : (仮称)丸の内2丁目7番計画建設事業
 種 類 : 高層建築物の新築

3. 対象事業の内容の概略

本事業は計画敷地(約 1.2ha)内に存在する東京中央郵便局(昭和6年竣工)を高さ約 200 m の高層建築物に建替え、国際化、高度情報化に対応した質の高いオフィスを供給するものである。

対象事業の内容の概略は表 3-1 に示すとおりである。

表 3-1 対象事業の内容の概略

計 画 地 ^{注1)}	東京都千代田区丸の内二丁目7番2号
用 途 地 域	商業地域
敷 地 面 積	約 11,800m ²
建 築 面 積	約 9,000m ²
延 床 面 積 ^{注2)}	約 215,000m ²
最 高 高 さ	約 200m
駐 車 台 数	約 370 台(協議中)
主 要 用 途	事務所、店舗、駐車場
工 事 予 定 期 間	平成 21 年度～平成 23 年度 (工期 約 33 ヶ月)
供 用 予 定 年 度	平成 23 年度

注 1) 本計画は現計画における予定のものであり、今後変更する可能性がある。

注 2) 延床面積は建築物の各階の床面積の合計であり、容積対象ではない駐車場等の床面積も含む。

3.1 対象事業の目的

本事業の計画地が位置する東京駅の丸の内側一帯は、日本の産業・経済の中核機能が集積する我が国有数のビジネスセンターとしての役割を担ってきたが、建物の老朽化が進む中でその機能や就業環境は必ずしも時代のニーズに適合しえない状況となっている。

当該地区における上位計画としては、平成10年3月に千代田区より「千代田区都市計画マスタープラン」、平成13年10月に東京都より「東京の新しい都市づくりビジョン」がそれぞれ策定されている。また、平成14年6月に施行された「都市再生特別措置法」(平成14年法律第22号)に基づき、本事業の計画地を含む東京駅・有楽町駅周辺地域は「都市再生緊急整備地域」に指定され、都市再生に寄与する地域として期待が寄せられている。さらに、平成19年8月に千代田区より「大手町・丸の内・有楽町地区地区計画」が変更されている。

一方、当該地区の関係行政機関及び関係地権者にて構成されている大手町・丸の内・有楽町地区まちづくり懇談会より、魅力あるまちづくりを進めることを目的とした「大手町・丸の内・有楽町地区まちづくりガイドライン」(平成12年3月)、「大手町・丸の内・有楽町地区まちづくりガイドライン2005」(平成17年9月)が策定されている。このガイドラインの中で、当該地区は業務機能を質的に高度化するとともに、商業・交流等多様な機能を導入し、世界に開かれた魅力的なまちづくりを行うという整備方針が示されており、また、立地特性を活かした質の高い都市環境の形成や都市基盤整備の一層の向上、環境共生と都市防災に配慮した都市整備が求められている。特に、計画地は当該地区の業務・交流軸である都道402号(錦町・有楽町線)と表玄関である東京駅前広場に接するとともに、丸の内拠点内の街区として位置づけられている。

これらの上位計画に基づき、本事業は当該地区において、都市に関する諸情報及び文化の受発信拠点、並びに新しい都市型郵便局や魅力的な商業施設を導入し、周辺の賑わい創出の拠点の役割を担い、ビジネスセンターの国際競争力強化と魅力向上に努め、併せて都市インフラの整備を行うことで高度な業務中枢機能への変化を図るとともに、風格ある景観や歴史的な町並みを維持しつつ、都市環境への貢献を行うことで賑わいのある魅力的な都市空間の形成に貢献することを目的とする。

3.2 対象事業の内容

3.2.1 位置

計画地の位置は図3-1に示すとおり、千代田区丸の内二丁目にあり、東京を代表する業務、商業地区の中心に位置し、JR東京駅、東京メトロ丸ノ内線東京駅に近接している。計画地面積は約1.2haであり、東側及び北側は都道407号(都庁前・室町線)、西側は都道402号(錦町・有楽町線)に面し、計画地北側には東京駅前広場が存在する。

3.2.4 事業の基本計画

(1) 配置・建築計画

本事業は、計画敷地(約1.2ha)内に存在する東京中央郵便局(昭和6年竣工)を高層建築物に建替え、オフィス、商業施設等の機能を持つ複合ビルを建設する。

計画建築物の概要は表3-2に、配置予定図、断面予定図及び完成予想図は図3-2～3-3に示すとおりである。

都道407号(都庁前・室町線)と東京ビル街区を結ぶ低層部における屋内貫通通路の設置により、快適な宅地内歩行者ネットワークを整備する。

また、景観面では、建物低層部の高さを歴史的な建築物の高さ約30mの表情線に設定し、周囲との連続した街並みを形成し、象徴的で風格のある景観の継承・再構築に努める。

なお、低層部の設置は、計画建物による周辺の風環境への影響を軽減する効果も期待できると考える。

表3-2 計画建築物の概要^{注1)}

計 画 地	東京都千代田区丸の内二丁目7番2号	
敷 地 面 積	約 11,800m ²	
建 築 面 積	約 9,000m ²	
延床面積 ^{注2)}	業務用途	約 153,000m ²
	商業用途	約 42,000m ²
	駐車場等	約 20,000m ²
	合 計	約 215,000m ²
最 高 高 さ	約 200m	
階 数	地上 38階 地下 4階 塔屋 3階	
構 造	地上 鉄骨造 地下 鉄骨鉄筋コンクリート、鉄骨造	
駐 車 台 数	約 370台(協議中)	
主 要 用 途	事務所等(7F～38F) 店 舗 等(B1F～6F) 駐車場等(B4F～B2F)	

注1) 本計画は現計画における予定のものであり、今後変更する可能性がある。

注2) 延床面積は建築物の各階の床面積の合計であり、容積対象ではない駐車場等の床面積も含む。

4. 評価書案について提出された主な意見及び事業者の見解の概要

評価書案について、都民からの意見書 1 件及び事業段階関係区長からの意見が 7 件（千代田区長、中央区長、台東区長、墨田区長、荒川区長、足立区長、葛飾区長）提出された。意見等の内訳は表 4-1 に示すとおりである。

これら意見の概要とそれらに対する事業者の見解は、表 4-2(1)及び表 4-2(2)に示すとおりである。

表 4-1 意見等の件数の内訳

意見等	件数
都民からの意見書	1
事業段階関係区長からの意見	7
合計	8

表 4-2(1) 評価書案について提出された都民からの主な意見及び事業者の見解の概要

主な意見の概要		事業者の見解
項目	日影	
大手町・丸の内・有楽町地区をはじめとする、事業計画地周辺に建設・計画されている数多くの高層建築物をすべて考慮し、複合影響を予測評価すべきであるにもかかわらず、評価書案では本事業単体による影響を対象として予測評価されている。複合影響が予想されるにもかかわらず、なぜ単体の予測としてしまったのか、問題である。	<p>今回評価の指標の参考とした、「東京都日影による中高層建築物の高さの制限に関する条例」に定める基準との比較を行うため、日影図については本事業による日影を図示しました。</p> <p>なお、複合日影の影響という観点では、主要な地点における日影状況の変化の程度を確認するため、建物近傍の 2 地点（東京駅丸の内南口の歩道上、並びに、丸ビル南東端歩道上）における天空写真に、冬至日等の太陽軌跡を重ね合わせた検討を行っており、当該 2 地点において、冬至日は日影になる時間は現況と変化なく、夏至日は 1.5～2 時間程度日影になる時間がのびることを確認しています。</p>	
項目	電波障害	
電波障害は、反射波が他の高層建築物にぶつかれば、全く予想し得なかった新たな場所に反射障害が生じる可能性もあり、複合影響を無視できない典型的な環境影響項目である。大手町・丸の内・有楽町地区をはじめとする、障害予測範囲に建設・計画されている数多くの高層建築物をすべて考慮し、複合影響を予測評価すべきであるにもかかわらず、評価書案では本事業単体による影響を対象として予測評価されている。複合影響が予想されるにもかかわらず、なぜ単体の予測としてしまったのか、問題である。	<p>本事業が周辺に及ぼす影響を明らかにする観点から、計画建築物を対象とした電波障害の予測・評価を行っています。</p> <p>なお、他の建築物との複合障害によりテレビ電波の受信障害が発生し、本計画に起因する障害があると明らかになった場合には、地域の状況を考慮し、必要に応じて他の建築物の建築主と協議を行い、適切な措置を講じます。</p>	

表 4-2(2) 評価書案について提出された都民からの主な意見及び事業者の見解の概要

主な意見の概要		事業者の見解
項目	風環境	
	<p>予測に数値シミュレーションが用いられているが、数値シミュレーションのみで現実を再現することは不可能である。計算結果は誤差が大きく、現地観測データと対比しながら結果を解釈する必要があるとの論文が、気象学会誌などで発表されている。現地の多点風観測(移動観測等)を実施し、数値計算結果(現況の計算結果)と現地観測結果との比較検証、誤差の補正が、風環境の予測には不可欠である。</p>	<p>東京都環境影響評価技術指針において、風環境の予測手法は、「風洞実験による方法」「流体数値シミュレーションによる方法」「その他適切な方法」から適切なものを選択し、又は組み合わせるとされています。本件の予測評価については、この中から「流体数値シミュレーションによる方法」を選択しています。また、流体数値シミュレーションを細かいメッシュ分割に基づいた精密な予測とするため、最小メッシュを高さ方向1m、水平面2mとして計算を行っています。</p> <p>また、風環境の変化については、建物完成後の風環境の調査を実施して予測結果の検証を行い、その結果を事後調査報告書に取りまとめて東京都に報告する予定です。万一、結果が予測と大きく異なる場合には適切な保全対策を検討します。</p>
項目	景観	
	<p>特に本事業の場合、東京駅丸の内駅舎という全国的に貴重なランドマークの隣接地点にビルが建設され、丸の内側行幸通りから駅舎を眺める眺望景観に大きな影響が出るのが問題である。千代田区景観形成マスタープランや美観地区マスタープランでも、「東京駅と皇居を結ぶアイストップ・ビスタ景」「東京駅赤煉瓦駅舎」「駅前広場」等を重要な景観として守ることが位置づけられている。にもかかわらず、行幸通りを景観写真撮影地点(代表的な眺望)として選定していないことは問題である。行幸通りから駅舎を眺める眺望景観への影響を予測評価すべきである。</p>	<p>代表的な眺望地点としては、地域の主要な構成要素を眺望することが可能な地点で、かつ多くの人が往来する地点を選定しています。</p> <p>「美観地区ガイドプラン」において、東京中央郵便局は、東京駅丸の内駅舎、東京駅丸の内駅前広場などと並び、地区内の景観資源とされており、これらを眺望できる地点としてNo. a「OAZO 南西側の歩道上」を選定しています。</p> <p>なお、本事業の計画地は、行幸通り沿いから1街区離れて位置していることから、東京駅丸の内駅舎をアイストップとしつつ計画建築物を視認することは困難と考えます。</p>

表 4-2(3) 評価書案について提出された都民からの主な意見及び事業者の見解の概要

主な意見の概要		事業者の見解
項目	景観	
	<p>丸の内地区は、東京駅や皇居などの全国的な価値を持つ歴史的景観資源により特徴づけられる、景観上非常に重要な地区である。千代田区の「景観形成マニュアル」や東京都の「一般地域の景観づくり基準」では、歴史的に形成されてきた地域のスカイラインを尊重し、これを超える場合には形状等を相当工夫することとされている。当地区において歴史的に形成されてきたスカイラインは概ね高さ 30～70m 程度、高い所でも 100m 程度であり、その中に高さ 200m ものビルを建設することは、明らかに当地区の景観を破壊するものである。</p>	<p>当地区においては、都心に相応しい風格のある都心景観の創出を図るため、多様な都市機能の配置に配慮するとともに、全体として統一感あるスカイラインを誘導していくことが求められています。</p> <p>そのため、公共と民間の協力・協調によって都心にふさわしい魅力あるまちづくりを進めることを目的に、東京都、千代田区、J R 東日本、地元地権者からなる大手町・丸の内・有楽町地区再開発計画推進協議会を構成メンバーとする「大手町・丸の内・有楽町まちづくり懇談会」が設立され、「大手町・丸の内・有楽町地区まちづくりガイドライン」がまとめられました。このガイドラインでは、既に当地区において定着しつつある概ね 100m 程度の高さを尊重しながら、一定のスカイラインの統一性に配慮し、全体で概ね 150m の高さまでを可能とし、さらに大手町、丸の内、八重洲、有楽町の各拠点においては、その拠点性や街並みの多様性の表象として、概ね 200m の高さまでを可能とすることとしています。</p> <p>計画建築物の高さについては、こうした「大手町・丸の内・有楽町地区まちづくりガイドライン」等の地区の整備方針に沿った計画としました。また、東京駅前広場に面する既存建築物の一部を保存し、新たに建設する建物についても歴史的な約 30m (百尺) での建物ボリュームの分節^{※1)}を行うことにより、街並み形成に寄与し、象徴的で風格ある景観の継承・再構築に配慮しています。</p> <p>なお、本件の景観に関しては、東京都景観条例や千代田区景観まちづくり条例に基づいて東京都ならびに千代田区と協議を行っています。</p>

※1) 全体をいくつかの部分に分けること。千代田区景観形成マニュアルにおいて、首都として風格ある都心の美しさを創出するためのキーワードの一つに「高さの分節」が示されている。「高さの分節」の具体的な対処として「既存のまちなみの高さのつながりを尊重する。これを超える高さの建物を建てようとする場合、低層部のつながりとスカイラインの高さのつながりに注意して壁面を分節するなどの工夫をする。」とされている。

表 4-3(1) 評価書案について提出された事業段階関係区長からの主な意見及び事業者の見解の概要

意見の概要		事業者の見解
項目	大気汚染	
	<p>工事車両の走行に伴う窒素酸化物や粉じんによる大気汚染を防止するため、最新規制適合車の使用や粉じん飛散防止対策を徹底すること。</p> <p>(千代田区)</p>	<p>工事車両の走行に伴う窒素酸化物や粉じんによる大気汚染を防止するため、工事用車両は可能な限り最新排出ガス規制適合車を使用します。また、土砂運搬車など粉じんの飛散が起こりやすい工事用車両にはカバーシートの使用を徹底します。</p>
	<p>工事車両の通過ルート等については、関係機関と十分に協議し、周辺の交通渋滞の防止や交通安全の確保に努めること。</p> <p>(千代田区、中央区)</p>	<p>工事用車両については、適切な車両の運行管理により工事用車両の集中化を避けるとともに、走行ルート等について、関係機関である丸の内警察署、並びに、道路管理者と十分に協議を行い、周辺の交通渋滞の防止や交通安全の確保に努めます。</p>
	<p>工事に当たっては、建設機械からの排出ガスの影響を極力少なくするよう、施工管理に万全を期すこと。</p> <p>(千代田区)</p>	<p>建設機械からの排出ガスの影響を極力少なくするよう、工事の実施に際しては、事前に施工計画の詳細検討を行い、建設機械の設置台数の低減及び建設機械の集中稼働を避けるなど、効率的な稼働を図ります。また、建設機械は可能な限り排出ガス対策型建設機械を使用するよう努めます。</p>
	<p>建物地下駐車場からの排出ガス浄化装置の導入や、光触媒技術の活用等、最新技術の導入により、大気汚染の環境改善に積極的に取り組むこと。</p> <p>(千代田区)</p>	<p>大気汚染の影響低減に向け、駐車場内の走行距離の低減や不要なアイドリングストップを徹底するとともに、最新技術の動向を捉えながら、その他の環境改善の可能性について今後の設計の中で検討を進めます。</p>

表 4-3(2) 評価書案について提出された事業段階関係区長からの主な意見及び事業者の見解の概要

意見の概要		事業者の見解
項目	大気汚染	
	<p>大気中の二酸化窒素濃度の環境基準が都道406号(皇居前・鍛冶橋線)で達成されていないため、より交通量の多い鍛冶橋交差点(中央区八重洲二丁目7番付近)での予測を追加願います。予測の結果、環境基準を達成できない場合は、渋滞等による大気への影響について十分な対策を実施してください。</p> <p>(中央区)</p>	<p>皇居前・鍛冶橋線における予測地点は同路線において本事業による影響が最も大きくなる地点(工事用車両の集中側で60%・発生側で40%、関連車両の集中側で42.3%・発生側で57.7%の車両が走行する想定)を選定しており、予測の結果、工事の施行中、工事の完了後ともに二酸化窒素濃度の予測結果(日平均値)は環境基準を上回っていますが、本事業による付加率は、工事の施行中、完了後ともに1%以下であることを確認しています。</p> <p>ご指摘の地点は、工事用車両の集中側で20%・発生側で40%、関連車両の集中側で12.5%・発生側で31.7%の車両が走行する想定であり、本事業による影響は更に小さくなることが明らかなです。</p> <p>なお、車両の走行に伴う大気への影響を低減するため、工事用車両は可能な限り最新排出ガス規制適合車を使用するとともに、適切な車両の運行管理により工事用車両の集中化を避けるなどの措置に努めます。また、工事の完了後については、搬入・搬出の物流車両の規制速度の遵守を徹底します。</p>
項目	騒音・振動	
	<p>工事中の騒音・振動については、低公害工法の採用や公害防止対策の徹底を図り、騒音・振動の防止に努めること。</p> <p>(千代田区)</p>	<p>建設工事にあたっては、可能な限り低騒音型の建設機械を使用するとともに、低振動工法を採用するなど、騒音・振動の防止に努めます。</p>
	<p>建物屋上に設置される送風機等からの騒音について、騒音発生源と同一高さにおける敷地境界線上の騒音レベルを予測されたい。また、その騒音が規制基準に適合するよう対応されたい。</p> <p>(千代田区)</p>	<p>環境影響評価項目については、東京都環境影響評価条例施行規則第54条(特定の地域における環境影響評価の項目)に基づいて選定しており、工事の完了後における騒音・振動の項目は予測評価の対象としていません。</p> <p>なお、当該建物の商業用途の詳細は未定ですが、物販店舗面積が1,000㎡以上となり、今後、大規模小売店舗立地法の届出を行うことが想定されます。その届出の中で、必要とされる送風機等から発生する騒音について、予測・評価を実施し、設備機器からの騒音について、規制基準へ適合できるように努めます。</p>

表 4-3(3) 評価書案について提出された事業段階関係区長からの主な意見及び事業者の見解の概要

意見の概要		事業者の見解
項目	日影	
	評価書案のとおり対応されたい。 (千代田区)	評価書案に示したとおり、長時間日影の影響を受ける範囲ができるだけ小さくなるよう、高層棟の配置や形状について工夫した本計画にて、今後の設計を進めます。
項目	電波障害	
	計画建物について、今後詳細な計画を進めていくうえで、外壁の材質および形状等の検討も行い、極力障害範囲を小さくするよう努められたい。 (千代田区)	計画建物について、今後の詳細設計を進めていく上で、外壁の材質及び形状の検討を行い、極力障害範囲を小さくするよう努めます。
	電波障害対策について、区民が十分理解が得られるよう周知するとともに、速やかに対策を講じられたい。(千代田区) 電波障害の発生が予測される地域以外において、計画建築物等に起因して電波障害が生じたことが明らかになった場合には、受信状況に応じた適切な対策を講じられたい。(千代田区) 工事中及び工事完了後に電波障害が発生した場合は、速やかに対応してください。(中央区) 電波障害の発生が予測される地域では、事前に適切な対策を講じること。また、対策を行った範囲の詳細資料を建物管理者が確実に保管し、竣工後の問合せにも対応できるよう努めること。(台東区) すでに予測されている電波障害については、当該区民から問い合わせがあった場合、早急に対応すること。(墨田区) 予想地域外における電波障害、また、本事業の影響か他の事業による影響かを特定できない障害についても、誠意を持って適切に対応されたい。(荒川区) 電波障害が予測される地域に対する対策はもとより、予測を超えた範囲に電波障害が生じた場合にも速やかな対策を講じられたい。(葛飾区)	計画建築物によりテレビ電波のしゃへい障害の発生が予測される地域について、工事の進捗に応じて適切な措置を講じます。電波障害対策の実施にあたっては、十分理解が得られるよう周知するとともに、速やかに対策を講じるよう努めます。 電波障害の発生が予想される地域以外において、本計画建物に起因して電波障害が生じたことが明らかになった場合は、地域の状況を考慮した適切な対策を速やかに講じます。本事業の影響か他の事業による影響かを特定できない障害についても、誠意を持って適切に対応します。 また、対策を行った範囲の詳細資料を保管し、竣工後の問合せにも対応できるよう努めます。

表 4-3(4) 評価書案について提出された事業段階関係区長からの主な意見及び事業者の見解の概要

意見の概要		事業者の見解
項目	電波障害	
	<p>千代田区テレビ電波障害対策要綱を遵守するとともに、ケーブルテレビを活用されたい。電柱の地中化等によりケーブルテレビが開局されていない地域の対策については、原則としてケーブルテレビの活用を講じられたい。(千代田区)</p> <p>計画事業によるテレビ電波のしゃへい障害の対策方法として、都市型CATVの活用による対策を図られたい。(台東区)</p> <p>障害対策については、都市型CATVの活用を含め適切に対処すること。(墨田区)</p> <p>本事業により電波障害を生じる地区については、都市型CATVの活用などにより、その解消を図られたい。(荒川区)</p>	<p>計画建築物によるテレビ電波障害対策の実施にあたっては、地域の状況を考慮し、CATVの活用を含め適切に対策を講じます。</p>
	<p>着工前、工事中および工事完了後においても、電波障害に関する窓口を設け、住民等からの苦情や相談に誠意をもって対応されたい。(千代田区)</p> <p>苦情・相談窓口を一本化し、相談があった場合や電波障害が発生した場合は、迅速かつ適切な対応や対策を講じられたい。環境影響評価書に、苦情・相談窓口の所在地、部署の名称、電話番号、ファクス番号、メールアドレス等を記載するように図られたい。(荒川区)</p> <p>電波障害が発生する可能性のある範囲の住民から苦情や相談等があった場合の受付窓口を明確にすると共に、区との連絡を綿密に行うようご指導願いたい。(足立区)</p> <p>区民等からの問い合わせや苦情の受付窓口を一本化して明示し、迅速な対応に努められたい。(葛飾区)</p>	<p>計画建築物によりテレビ電波障害が発生するおそれのある地上躯体工事の着工の時期を考慮し、適切な時期に電波障害に関する専用の窓口を設置する予定です。苦情や相談に対して誠意をもって迅速かつ適切な対応や対策を講じるよう努めます。</p> <p>また、対策の実施時や対策完了の連絡など、関係区との連絡を適切に行います。</p> <p>電波障害専用窓口設置前の事業者問い合わせ先は以下のとおりです。</p> <p><事業者問い合わせ先></p> <p>日本郵政株式会社 CRE 部門 不動産企画部 住所：東京都千代田区霞が関一丁目3番2号 電話：03-3504-4331 (10:00~12:00、13:00~17:00/土、日、祝日は除く)</p>

表 4-3(5) 評価書案について提出された事業段階関係区長からの主な意見及び事業者の見解の概要

意見の概要		事業者の見解
項目	電波障害	
	<p>今後建設が予定されている新タワー（東京スカイツリー）開業後の障害についても、予想評価されたい。また、新タワー開業後に相談があった場合や電波障害が発生した場合についても、適切な対応や対策を速やかに講じられたい。（荒川区）</p> <p>地上デジタル放送に関しては電波障害は発生しないと予測されますが、地上アナログ放送の終了時期が変更される事態も考えられるため、建設工程と電波障害エリアを適切に情報提供するようご指導願いたい。（足立区）</p>	<p>今後建設が予定されている新タワー（東京スカイツリー）への送信機能移転後のテレビ電波障害については、送信条件等の詳細が未定であり、現時点で予測・評価はできません。今後、送信条件等が明らかとなるとともに、計画建築物の竣工時期が地上デジタル局送信機能の移転よりも遅くなることが明らかになった場合は、移転先からの電波による電波障害の予測・評価を行います。</p> <p>また、新タワー（東京スカイツリー）開業後に相談があった場合や電波障害が発生した場合について、適切な対応や対策を速やかに講じるよう努めます。</p> <p>計画建築物に起因して電波障害が発生するおそれのある時期等や、対策の実施時や対策完了の連絡など、関係区との連絡を適切に行います。</p>
項目	風環境	
	<p>評価書案のとおり対応されたい。（千代田区）</p>	<p>評価書案に示した、空地及び低層部の屋上への植栽の実施について対応します。</p>
項目	景観	
	<p>評価書案のとおり対応されたい。（千代田区）</p>	<p>既存建物の一部を保存することにより、東京駅前にはふさわしい歴史性に配慮した風格ある都市景観の形成に努めるなど、評価書案に示した環境保全のための措置について対応します。</p>
項目	その他	
	<p>環境影響評価書案に記載された環境保全のための措置は、確実に実行するとともに、技術進歩等を踏まえた対策を可能な限り追加実行し、現況より良好な環境が確保されるよう努めること。（台東区）</p>	<p>環境影響評価書案に記載した環境保全のための措置は、確実に実行するとともに、事業施行時点における技術進歩等を踏まえた対策を可能な限り追加実行し、現況より良好な環境が確保されるよう努めます。</p>
	<p>計画地は、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」に基づく地域冷暖房計画区域内にある事業の基本計画の中に熱源計画について追加するとともに、地域冷暖房施設からの熱源の供給について記述されたい。（千代田区）</p>	<p>地域冷暖房施設の熱供給を受ける計画として、今後必要な協議等を実施します。また、その内容については評価書の中で記載します。</p>

表 4-3(6) 評価書案について提出された事業段階関係区長からの主な意見及び事業者の見解の概要

意見の概要		事業者の見解
項目	その他	
	敷地内の雨水はできるかぎり再利用するとともに、太陽エネルギー、風力等の未利用エネルギーの活用について、積極的に検討されたい。 (千代田区)	中水処理施設においては、建物内の雑排水並びに雨水の再生処理を行う計画としています。また、太陽エネルギー等の活用について、最新技術の動向を捉えながら、今後の設計の中で検討を進めます。
	現在の東京中央郵便局庁舎の建物は、昭和6年に建築された日本独自の建築文化を反映した歴史的価値のある近代建築である。建て替えに際しては、関係機関等と協議のうえ既存建物を可能な限り保存や活用が図られるよう考慮されたい。 また、埋蔵文化財については、周知の埋蔵文化財包蔵地 (No.51) に隣接している。地下構造のない部分があれば、試掘調査を実施されたい。 (千代田区)	現在の東京中央郵便局については保存の要望もあることから、多方面の有識者で構成される東京中央郵便局歴史検討委員会の意見を踏まえ、既存の建物をできる限り保存・再現しながら活用する方針です。具体的には、東京駅前広場に面する既存建築物の一部を保存し、加えて北東側について現在の建物の外観を再現することにより、東京駅前の歴史的景観の継承に配慮します。また、新たに建設する建物についても歴史的な約 30m (百尺) での建物ボリュームの分節を行うことにより、街並み形成に寄与し、象徴的で風格ある景観の継承・再構築に配慮しています。 また、本事業の計画敷地の東京駅 (埋蔵文化財包蔵地 (No. 51)) 側は、既に敷地の際まで建物が存在しています。工事の施行中に遺跡・埋蔵物等が発見された場合には、速やかに千代田区教育委員会と協議を行い、適切な措置を講じます。
	千代田区では、「千代田区地球温暖化対策条例」を施行し、低炭素社会の形成を目指して取り組んでいるところである。本条例に基づき、建物やエネルギー使用の徹底した CO ₂ 削減をお願いしたい。 (千代田区)	計画建築物の省エネルギー措置として、 ①建築的手法による省エネルギーシステム ②空調設備の省エネルギーシステム ③電気設備の省エネルギーシステム などを検討しています。
	苦情・相談の受付窓口を常設し、苦情等に対して速やかに対応ができるようにしてください。 (中央区)	相談窓口を設置し、ご質問やご意見に対して速やかに対応いたします。 事業者問い合わせ先は以下のとおりです。 <事業者問い合わせ先> 日本郵政株式会社 CRE 部門 不動産企画部 住所：東京都千代田区霞が関一丁目 3 番 2 号 電話：03-3504-4331 (10:00~12:00、13:00~17:00/土、日、祝日は除く)